

9月9日は「救急の日」



9月9日は「救急の日」、この日を含む1週間は救急医療週間と定められています。

鳥羽市消防本部 ☎ (25) 2821

鳥羽市管内での平成29年中に搬送された1,388人のうち、約54%のかたが入院を必要としない「軽症」であった現状があります。

不適切な救急利用が増えると、緊急性があり、本当に救急車を必要としている人に対する適切な救命処置が遅れてしまい、救える命が救えなくなる恐れがあります。

そのため、消防庁より救急車を呼ぶための目安として利用できる、全国版救急受診アプリ「Q助」が作成されました。

スマートフォンをお持ちのかたはこのアプリを使用して、現在の症状に応じた対応を調べることができます。

年	搬送人員	うち軽傷	軽傷の割合
平成29年	1,388人	746人	54%
平成28年	1,443人	781人	54%
平成27年	1,379人	759人	55%

全国版救急受診アプリ「Q助」^{きゆうすけ}ダウンロードページ



※救急車を呼ぶほどではないが病院にかかりたい場合には
三重県救急医療情報センターへ電話してください。

☎059-229-1199

(※平成29年10月1日よりコールセンターの電話番号が変わりました)

最近、救急要請時に「サイレンは鳴らさずに来てください」と通報されるかたがいますが、消防車または救急車での出動は「緊急車両による走行」となり、出動時はサイレンを鳴らさず、また、赤色の警光灯をつけずに走行することはできません。

道路交通法施行令より一部抜粋 : 緊急自動車の要件
緊急の用務のため運転するときは、(中略)サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯をつけなければならない。



**救急車の適正利用に
ご理解・ご協力をお願いします。**